

令和2年8月27日

令和2年第5回
恵那市議会定例会議案



恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

目 次

承第 6 号	専決処分の承認について（専第 1 4 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算）	別冊
認第 1 号	令和元年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について	5
認第 2 号	令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
認第 3 号	令和元年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第 4 号	令和元年度恵那市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
認第 5 号	令和元年度恵那市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第 6 号	令和元年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	7
認第 7 号	令和元年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第 8 号	令和元年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	8
認第 9 号	令和元年度恵那市水道事業会計決算の認定について	9
認第 1 0 号	令和元年度恵那市病院事業会計決算の認定について	9
議第 6 7 号	令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算の認定について	11
議第 6 8 号	恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	13
議第 6 9 号	恵那市基金条例の一部改正について	15
議第 7 0 号	恵那市営住宅条例の一部改正について	17
議第 7 1 号	恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	19
議第 7 2 号	恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	23

議第 7 3 号	恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行 に関する条例の一部改正について	25
議第 7 4 号	契約の締結について	27
議第 7 5 号	財産の無償譲渡について	29
議第 7 6 号	財産の取得について	31
議第 7 7 号	市道路線の廃止について	33
議第 7 8 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	35
議第 7 9 号	第 2 次恵那市総合計画基本構想の変更について	37
議第 8 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	39
議第 8 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	41
議第 8 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	43
議第 8 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	45
議第 8 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	47
議第 8 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	49
議第 8 6 号	令和 2 年度恵那市一般会計補正予算	別冊
議第 8 7 号	令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算	別冊
議第 8 8 号	令和 2 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算	別冊
議第 8 9 号	令和 2 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算	別冊
議第 9 0 号	令和 2 年度恵那市上財産区特別会計補正予算	別冊
議第 9 1 号	令和 2 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議第 9 2 号	令和 2 年度恵那市病院事業会計補正予算	別冊
議第 9 3 号	令和 2 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算	別冊

認第 1号

令和元年度恵那市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 2号

令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 3号

令和元年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 4号

令和元年度恵那市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 5号

令和元年度恵那市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 6号

令和元年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市遠山財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 7号

令和元年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市上財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 8号

令和元年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第 9号

令和元年度恵那市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

認第10号

令和元年度恵那市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市病院事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第67号

令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計利益の処分及び決算
の認定について

- 1 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計未処分利益剰余金142,094,152円のうち5,500,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。
- 2 同法第30条第4項の規定により、別冊のとおり令和元年度恵那市国民健康保険診療所事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

議第68号

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定に
ついて

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を次のとおり定める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方自治法等の一部改正に伴い、市長等の市に対する損害賠償責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるため、この条例を定める。

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部の免責について必要な事項を定めるものとする。

(最低責任負担額)

第2条 法第243条の2第1項に規定する条例で定める額（以下「最低責任負担額」という。）は、市から損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

(損害賠償責任の一部の免責)

第3条 市長等が市に対して負う損害賠償責任については、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、前条の最低責任負担額を控除して得た額についてその責任を免れる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の規定は、市長等の施行日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議第69号

恵那市基金条例の一部改正について

恵那市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市高額療養費貸与基金を廃止するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市基金条例の一部を改正する条例

恵那市基金条例(平成16年恵那市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表恵那市高額療養費貸与基金の項を削り、同表恵那市奨学資金貸与基金の項基金の額の欄中「296,134,489円」を「310,538,942円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の表恵那市高額療養費貸与基金の項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議第70号

恵那市営住宅条例の一部改正について

恵那市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

法明住宅を用途廃止するため、この条例を定める。

恵那市営住宅条例の一部を改正する条例

恵那市営住宅条例（平成 16 年恵那市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

別表法明住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 1 号

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等と
の連携に関し適用除外を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

恵那市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年
恵那市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「しないこと」を「しないこととすること」に改め、同条に次
の 2 項を加える。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しない
こととすることができる。

(1) 市長が、法第 24 条第 3 項の規定による調整を行うに当たって家庭的保
育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措
置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼
児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供される
よう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設
の確保が、著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)

5 前項(同項第 2 号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業
者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が
20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号
に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 59 条の 2 第 1 項の
規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3 第 12 項に規
定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする
施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・
幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けている
もの

第 16 条第 2 項第 4 号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第 2
条第 2 項において同じ」を削る。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1
項第 3 号」に改める。

第 37 条第 2 号中「(平成 24 年法律第 65 号)」を削り、同条第 4 号中「場合」の

次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」、「第1条第2項に規定する」及び「同項に規定する」を削る。

附則第3条中「事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第72号

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等との連携に関し適用除外を加えるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

恵那市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年恵那市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第42条第4項を次のように改める。

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 7 3 号

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公職選挙法の一部改正に準じ、選挙公報に係る掲載文の電磁的記録による提出を可能とすることに伴い、掲載文の申請に関し所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成 28 年恵那市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「記載」の次に「をし、又は記録」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第74号

契約の締結について

次のとおり契約を締結することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 市内小中学校ネットワーク整備事業 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 233,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市生田町3-61
株式会社トーエネック 多治見営業所
所長 井野 信吉 |

議第75号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

1 譲渡する財産

建 物

- (1) 所在 恵那市明智町
- (2) 構造 軽量鉄骨造平家建
- (3) 床面積 23.56平方メートル

2 譲渡する相手方

- 3 譲渡する理由 消防器具庫の用途廃止に伴い、地権者に建物を譲渡するため

議第76号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、恵那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年恵那市条例第42号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 市内小中学校タブレット端末等導入事業 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 188,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 恵那市長島町中野1183-10
株式会社トーノーセキュリティ 恵那支店
支店長 船越 俊也 |

議第 77 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、次の市道路線を廃止することについて、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 27 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
11108	明智町108号線	恵那市明智町字法明	
		恵那市明智町字法明	
11112	明智町112号線	恵那市明智町字法明	
		恵那市明智町字法明	

市道路線の廃止

路線番号 11108 明智町108号線

路線番号 11112 明智町112号線



議第 7 8 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、別冊のとおり辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、議会の議決を求める。

議第79号

第2次恵那市総合計画基本構想の変更について

恵那市総合計画条例（平成26年恵那市条例第2号）第8条の規定により、別冊のとおり第2次恵那市総合計画基本構想を変更することについて、議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

第2次恵那市総合計画の基本構想において、基本構想の体系を改めるなど所要の変更をするため、議会の議決を求める。

議第80号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市大井町

氏 名 田口 容子

生年月日

（提案理由）

現委員である奥村ひとみ氏の任期満了に伴い、新たに田口容子氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

議第81号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市武並町
氏 名 宮地 計雅
生年月日

（提案理由）

現委員である近藤啓子氏の任期満了に伴い、新たに宮地計雅氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

議第82号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市笠置町
氏 名 遠藤 文子
生年月日

（提案理由）

現委員である山口ちずみ氏の任期満了に伴い、新たに遠藤文子氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

議第83号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市岩村町
氏 名 山田 敏之
生年月日

（提案理由）

現委員である山田敏之氏の任期満了に伴い、再び同氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

議第84号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年8月27日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市山岡町

氏 名 古川 正美

生年月日

（提案理由）

現委員である杉浦茂子氏の任期満了に伴い、新たに古川正美氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

議第 8 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市明智町

氏 名 塚田 益巳

生年月日

（提案理由）

現委員である塚田益巳氏の任期満了に伴い、再び同氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

